

特別支援教育に関わる手帳について

手帳には、次のような種類があります。

- ・療育手帳（知的障がいに関わる）
- ・身体障害者手帳

*手帳の交付で、各種支援や補助が受けられます。
詳細は、各務原市役所社会福祉課までお尋ねください。
(☎ 058-383-1126)



	療育手帳について	身体障害者手帳について
申請及び交付	各務原市役所（社会福祉課）	
障がいの判定場所	中央子どもセンター（18歳未満） 知的障害者更生相談所（18歳以上） ※申請時に社会福祉課で予約できます。	県知事の指定する医師の診断 ※県知事の指定する医師については、社会福祉課にお尋ねください。
申請に必要なもの	・手帳交付申請書 ・写真 (脱帽・上半身・無背景 申請時前1年以内のもの) ・印鑑	・手帳交付申請書 ・県知事の指定する医師の診断書、意見書 ・写真(脱帽・上半身・申請時1年以内のもの) ・印鑑 ・マイナンバーのわかるもの及び身分証明となるもの
申請書のある所	各務原市役所（社会福祉課）	
県知事の指定する医師の診断書、意見書用紙のある所		各務原市役所 川島市民サービスセンター 東海中央病院
手帳の種類	・A1（最重度） ・A2（重度） ・B1（中度） ・B2（軽度） ※中度知的障がいの方が、3級以上の身体障害者手帳を所持しているときは、区分がA2になります。	・視覚障がい ・聴覚または平衡機能の障がい ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい ・肢体不自由 ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい、肝臓機能障がい ※障がいの程度により、1級から6級までの区分があります。

